

香芝市耐震シェルター設置工事補助事業の対象要件

補助対象住宅：次のいずれにも該当する市内の住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ② 木造住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る））であること
- ③ 耐震診断による構造評点が1.0未満であって、補助金の申請時点においても同様であると認められるもの
- ④ 現に居住し、又は居住しようとするものであること

補助対象者：補助対象住宅の所有者（共有の場合は共有者全員により合意された代表者）

ただし、次に掲げる者は除く

- ・香芝市に納税義務の生じた市税を滞納している者
- ・香芝市に納付義務の生じた国民健康保険料を滞納している者

工事期間：補助金の交付決定日以降に工事契約、着工し、原則として令和5年12月末日までに完了すること

補助対象耐震シェルター：市ホームページにて掲載している耐震シェルター一覧表に記載されている耐震シェルターのいずれか

補助金の額：耐震シェルターの本体及びその設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、下記の区分に応じて限度額を定める。

香芝市が作成する避難行動要支援者名簿に登録された者が居住する住宅の所有者	50万円を限度とする
上記以外の者	25万円を限度とする

※避難行動要支援者・・・災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（裏面へ）

例)

- ・世帯構成員が全員 70 才以上の方（昼間・夜間ひとり暮らし高齢者のみ世帯を含む）
- ・要介護認定者（要介護 3 以上）
- ・身体障害者手帳 1・2 級所持者
- ・療育手帳 A 判定所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- ・特定疾患医療受給者

お問い合わせ先 市役所都市計画課

TEL：0745－44－3315